## 様式第5 (第4条関係)

体験の機会の場に関する認定取消通知書

豊橋市達第 号

年 月 日付けで認定した体験の機会の場については、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 認定を取り消す理由

年 月 日

豊橋市長

(EII)

## 異議申立て等

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、豊橋市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として(訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。)、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。